

単位認定・付与に関する細則

制定 平成 15 年 8 月 1 日

改定 平成 30 年 8 月 1 日

(趣旨)

- 第 1 条 この細則は学則第 31 条第 1 項の「入学前の既修得単位の認定及び既学修への単位の付与」に関する事項を定める。
- 2 短期大学設置基準第 16 条により、本学が教育上有用と認める場合に、本学に入学する前の既修得科目の単位を認める制度である。
本学の学則上開講している授業科目と同等以上と認め、教育上有用と認めた場合に限り、本学科目を履修して修得したものとみなして、本学科目として「認定」をする。
- 3 本学の既修得単位認定は、学修内容の充実を意図した教育的配慮であり、この細則に定める認定手続きに従い、本学のディプロマポリシーに沿った一貫性のある教育を維持し、教育上有益であるかどうか十分配慮して認定を行う。

(既修得単位の種類)

- 第 2 条 本学における授業科目の履修により修得したものとみなし認定する単位は、次の各号の一に該当するものとする。
- (1) 学生が入学前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位
 - (2) 学生が入学前後を問わず行った短期大学の専攻科、高等専門学校専攻科での学修
 - (3) 学生が入学前後を問わず行った文部科学大臣が別に定める学修で、短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

(認定単位数の上限)

- 第 3 条 前条で認定される単位数合計の上限は、本学において修得した単位数以外のものに関しては、30 単位を超えないものとする。

(単位認定の範囲)

- 第 4 条 認定できる科目は、学則第 11 条別表第 1 に定めるもののうち、当該学生の所属学科において入学時に開講されている授業科目とする。

(認定科目の制限)

- 第 5 条 前条の定めにかかわらず、学則第 30 条第 2 項、別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5 に定める本学授業科目のうち、次の各号の専門科目の単位認定については、関係する法・施行規則等に定められ、認定された教育課程を持つ指定養成校で取得した単位でなければ認定することはできない。
- (1) 学則第 30 条第 2 項別表第 2 のすべての専門科目
 - (2) 学則第 30 条第 3 項別表第 3 のうち、施行規則第 66 条の 6 に定める科目を除くすべての専門科目
 - (3) 学則第 30 条第 4 項別表第 4 のうち、教養科目を除くすべての専門科目
 - (4) 学則第 30 条第 5 項別表第 5 のうち、施行規則第 66 条の 6 に定める科目を除くすべての専門科目
- 2 前項の認定教育課程は学科毎の指定であるため、同一校他学科の専門科目の認定はしない。
- 3 第 1 項に定める専門科目以外の学則上の専門科目の認定は本学の定めるところによる。

(認定の申請)

- 第 6 条 既修得単位の認定を希望するものは、既修得科目が本学授業科目と同等であることを証明する次の各号の書類をそろえ、申請しなければならない。
- (1) 本学所定の単位認定申請書
 - (2) 成績証明書(成績評価が入ったもの)
 - (3) 授業科目の内容を示すもの(シラバスまたは講義要綱等)

- (4) その他教授会において必要と認める書類
- 2 第2条第3号に関する単位認定申請に関しては、次の各号の書類をそろえ、申請しなければならない。
 - (1) 本学所定の単位認定申請書
 - (2) 既修学修の成果を記した書類（認定証、修了証等）
 - (3) 既修学修の内容を示す書類
 - (4) 既修学修を行った施設等の内容を示す書類（便覧等）
- 3 第2条の入学前の認定申請は、1年次前期履修登録期間中までに申請書類提出をもって行わなければならない。
- 4 第2条第2号及び第3号の入学後に関する認定申請に関しては、申請事項にかかわる主催団体の証明書類を取得した後、1ヶ月以内に行うことを原則とする。

（認定単位の表記）

第7条 認定単位の成績表記は「認定」または「認」とし、成績評価を記入しない。

（認定後の制約）

第8条 認定を受けた授業科目は、改めて履修することはできない。また、予め当該科目担当者の許可を得た場合を除き、その授業を受けることができない。

- 2 既修得単位認定をもって修業年限を短縮することはできない。

（認定の審議）

第9条 既修得単位の認定の審議は、本学当該科目の担当教員から既修得科目と本学科目の同等性に関する意見を聞き、次の各号の観点から教育上有用であるか学科会審議、教授会承認の上、学長がこれを認定する。

- (1) 成績の内容
 - (2) 単位取得時期（認定基盤・法律等の教育体系）
 - (3) 学修上の有用性
 - (4) 本学教育内容・水準の確保等
- 2 申請科目が、卒業要件、免許取得要件等に算入されていない科目の場合は、単位認定をしない。
 - 3 本学で修得した単位の認定に関しては、本学当該科目の担当教員の意見を聞くことを省略することができる。

（審議結果処理）

第10条 担当事務所管は第9条による認定審議結果を申請者、並びに科目担当教員に通知するとともに、認定教科目事務処理（履修者名簿、成績報告書）を適切に実施しなければならない。

（その他）

第11条 この細則に定めのない事項については、教授会の議を経てこれを定める。

付則1 この細則は平成15年8月1日より施行する。

付則2 この細則は平成30年8月1日より改定施行する。